

認可外保育施設等をご利用の方へ 幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費の給付のご案内

令和3年度分（令和3年4月～令和3年9月）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」といいます。）の開始に伴い、保育料の給付手続きが必要となっています。認可外保育施設等（市内・市外）に通われている場合の給付方法は、一度保護者の方に施設にお支払いいただいた保育料等のうち、基本保育料についての上限額までをご請求いただく「償還払い」となります。

下記内容をご確認のうえ、請求書に領収書等の必要書類を添付し、国分寺市子ども子育て事業課へご提出ください。

1. 無償化の給付対象者と内容

対象者		上限金額
3～5歳児クラス	● <u>保育認定が必要</u> *1	月額 37,000 円
0～2歳児クラス	●市町村民税 <u>非課税</u> 世帯 ● <u>保育認定が必要</u> *1	月額 42,000 円

*1 「保育認定（保育の必要性の認定）」の要件については、就労等の事由に該当する必要があります。詳細については、子ども子育てサービス課 入園相談係へお問い合わせ下さい。

2. 申請の時期から決定及び支払いまでの流れ

【申請時期】半期ごとの年2回。

4月から9月の利用分・・・10月に請求

10月から3月の利用分・・・4月に請求

* 請求後、内容審査を含め約1～2ヵ月後の給付となります。

STEP
1

請求書の入手と記入

給付額は施設からの領収書等を確認し、記入例を参考にご記入ください。

【申請書配布場所】市内認証保育所・対象児童の在籍する市外認証保育所・子ども子育て事業課（市役所第2庁舎1階）

* 市ホームページからダウンロードもできます。



STEP
2

請求書の提出

子ども子育て事業課に提出期限までに郵送または直接ご提出ください。

申請書類の提出期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月15日（金）まで

- * 提出期間後も請求は受け付けますができるだけお早目に請求書類をご提出ください。
- * 請求書に不備等がある場合、提出期間後の請求の場合など、給付時期が遅れることがあります。

《 提出書類 》

- 様式第8号（第7条関係） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」
- 施設から発行された該当期間分の領収証・特定子ども・子育て支援提供証明書
- 委任状（認定保護者（請求者）と指定の振込先口座名義人が異なる場合のみ）

STEP
3

お支払い

施設等利用費の支払いは、内容審査の終了後に請求書にて指定のあった金融機関の口座へ振り込みます。

支払い予定時期 令和3年11月下旬頃

4. その他注意事項

- (1) 施設等利用費の給付申請は、「領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」の添付が必要となります。**ます。**申請時期までなくさないように保管してください。また、施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。
- (2) 申請書類の提出後に不備等が判明した際は、確認のため市からご連絡させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

【問い合わせ・提出先など】

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 国分寺市 子ども家庭部

【給付（提出先）】 子ども子育て事業課 事業係 042-325-0111（内線465）

【認定】 子ども子育てサービス課 入園相談係 042-325-0111（内線383）

【受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

8時30分から午後5時まで

【受付方法】 受付時間中に子ども子育て事業課の窓口までお持ちいただくか、または郵送にてご提出ください。